

労働契約法の一部を改正する法律案要綱

1. 労働契約の原則

労働契約は、労働者及び使用者が、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

2. 施行期日

この法律は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。